

June
2021

特定非営利活動法人
ピースデポ
<http://www.peacedepot.org/>
Email office@peacedepot.org

第9号

ピースデポ
脱軍備・平和
レポート

特集

核不拡散条約 (NPT)、 果たしてきた役割と今後の課題

2021年1月、核兵器禁止条約 (TPNW) が発効した。核兵器の存在そのものを禁止する国際法が初めてできたことで、核軍縮をめぐる論議はまさに「核の終わりの始まり」という新たなステージに入った。核兵器国に軍縮交渉義務を負わせた唯一の条約である NPT と TPNW の並存が始まった今、改めてこれまで NPT の果たしてきた役割を整理し、当面の課題を考える。

§ NPT とは？

§ NPT 再検討会議

§ 不十分な NPT 合意の履行

§ 2020 年 NPT 再検討会議へ向けて

▶ [寄稿] 辺野古新基地建設、

沖縄島南部からの土砂採取を問う

— 沖縄戦の戦没者遺骨が混じる土砂を米軍基地建設に使わせない —

伊波洋一 (参議院議員)

トピックス：

世界の軍事費が増加／バイデン政権、シンガポール合意を継承／イギリス、核弾頭の上限を引き上げ／国民投票法改正案が成立へ／福島第1原発の放射能汚染水は海洋放出へ

連載：全体を生きる (32)

市民から「労働者・生活者」へ (3) 梅林宏道

平和を考えるための映画ガイド：

『オリバー・ツイスト』おとぎ話の中の少年

日誌：2021年3月16日～2021年5月15日

[特集]

核不拡散条約 (NPT)、 果たしてきた役割と今後の課題

2021年1月、核兵器禁止条約(以下、TPNW)が発効した。核兵器の存在そのものを禁止する国際法が初めてできたことで、核軍縮をめぐる論議はまさに「核の終わりの始まり」という新たなステージに入った。しかし、これによって自動的に「核のない世界」がやってくるわけではない。これまで、核軍縮をめぐる国際的な議論の舞台であった核不拡散条約(以下、NPT)再検討会議と国連総会第1委員会が重要であることに変わりはない。ただ、同時に隔年開催のTPNW締約国会議が並行して行われる時代が始まったのである。

しかし核保有国は、安全保障環境の悪化を理由に核開発競争を繰り広げ、核兵器国・依存国と非核保有国との間の核軍縮をめぐる対立や意見の相違は強まっている。

1. NPT とは？

NPTは1968年に署名され、1970年に発効した。2021年1月の時点で191か国が加盟している。外務省によれば世界の国の数は196か国、国連加盟国数は193か国であるから、世界のほとんどの国がNPTに加盟しているといっている。核保有国のインド、パキスタン、イスラエルと、核保有国ではないが南スーダンは条約に入っていない。同じく核保有国の朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)は2003年にNPT脱退を宣言したが、国際的には脱退は容認されていない。

この条約の目的は、その名が示す通り核兵器が世界に拡散しないようにすることである。別の言い方をすれば核兵器を持つ国をこれ以上増やさないことである。1960年代後半当時、核兵器の製造は技術的に困難ではなくなってきたため、核保有国の数が増えていくことが懸念され、核兵器が使われる危険性も増していた。NPTは核保有国を増やさないことに関する米国とソ連の合意から始まり、この2か国が中心になって条文を起草して作られた。米ソの他に、すでにイギリス、フランス、中国も核兵器を持っていたので、当面はアメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の5か国を「1967年1月1日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」として「核兵器国」と規定し(第9条3)、その他の国は核兵器を持つてはいけないことにした。つまり、

このような状況の中、新型コロナウイルス感染拡大により去年開けなかった2020NPT再検討会議が今年8月に開かれる予定であったが、コロナ禍の世界的な継続に伴い2022年の年明けへの再延期が検討されている。しかし、延期されるとはいえ、TPNW発効という新たな環境の下で開かれる初のNPT再検討会議であることに変わりはない。NPTは、核兵器国に軍縮交渉義務を負わせた唯一の条約であり、5年ごとの再検討会議は核兵器国を含めて核軍縮について議論できる重要な枠組みである。

そこで、本号では、核兵器を禁止するTPNWが発効して新たなステージに入った今、改めてこれまでNPTの果たしてきた役割を整理し、当面の課題を考える。

NPTは核兵器を5か国で独占する条約であり、不平等条約である。

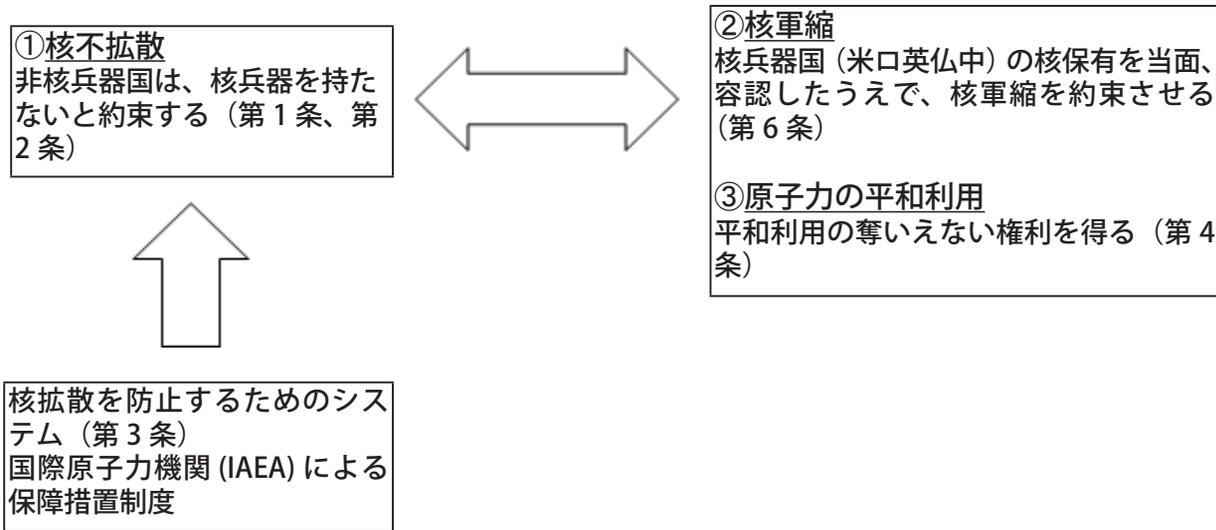
条約(注1)は11条からなる簡単なものであるが、図1のように①「核不拡散」、②「核軍縮」、③「原子力の平和利用」の三本柱で構成されている。

①核不拡散

第1条で、「核兵器国」は、核兵器国・非核兵器国を問わずに他の国に核爆発装置を譲渡したり、非核兵器国による核爆発装置の取得を援助、奨励したりしないこととする。そして、第2条で「非核兵器国」は、核爆発装置の開発、製造、取得を行わないこととする。この2点を厳しくチェックすることで、5核兵器国以外に、核兵器を持つ国を生み出さない、つまり核拡散を防ぐとしている。

さらに核不拡散を実のあるものにするために、「原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため」、「核の番人」といわれる国際原子力機関(以下、IAEA)が監視するシステムを設けている(これを「保障措置」という)。「非核兵器国」は、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、「協定に定められる保障措置を受諾することを約束する」とされる(第3条第1項)。当然ながら、日本も定期的にIAEAの査察を受けている。これに対し、核軍縮に関しては、履行状

図1 NPTにおける核兵器国と非核兵器国の取引の構図 — 「不平等条約」なのに多くの国が加入するわけ—



況を監視する機関やシステムは存在しない。

②核軍縮

第6条は「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と核軍縮を進めることを規定している。ここには、「嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行う」と極めて困難な課題に挑戦することが盛り込まれている。

③原子力の平和利用

しかし、5か国が核兵器を独占するだけでは、非核兵器国にとってNPTは不平等な条約のままである。そこで、第4条ですべての締約国に対し、原子力の平和利用の権利を「奪い得ない権利」として認め、締約国は平和利用の促進のために国際的に協力することを定めている。核兵器を持たない国には、核兵器国が、原子力発電

所の建設技術を教えたり、原子力発電所を建設したりすることができるようにした。

5つの核兵器国が核軍縮義務を負う条約としてNPTは画期的であるものの、特定の国だけが核兵器を独占できる不平等条約である。にもかかわらず、世界の大多数の国がこの条約に加盟している訳は、図1に示されている。非核兵器国は、自らの意志で核兵器を持たないことを誓約し (第2条)、それを検証するためにIAEAによる査察制度がある (第3条)。一方で非核兵器国は、核兵器国の核保有を容認しつつ、核兵器国の②核軍縮を約束させる (第6条)。かつ核兵器国は、非核兵器国に対して、③原子力の平和利用の権利を奪い得ないものとして認め、協力していく (第4条) としている。このようなある種の取引構造が多くの国をNPTに引き寄せているのである。こうしてNPTは国際社会において核拡散防止の強力な抑止力となってきた。実際、NPT発効後に核武装した国はインド、パキスタン、イスラエル、そして北朝鮮の4か国に留まっている。

2. NPT 再検討会議

NPTは、第8条3項により、核不拡散や核軍縮が適切に履行されているか否かを評価し、それを推進する方法を考えるために「再検討会議」の開催を定めている。再検討会議は、1975年に最初の会議がジュネーブで開かれて以降、5年ごとにニューヨークの国連本部で開かれている。再検討会議では、参加国が話し合っ、議論の結果をまとめた全会一致の合意文書を採択することを目指す。どこか1か国でも反対すれば、採択はできない。

NPT締約国にとって合意文書 (注2) は極めて重要な政治的誓約である。1995年、2000年、2010年の再検討会議では核軍縮を進める上で重要な成果があった。それらを含めて、半世紀にわたるNPT関連年表を表1に示す。

表1 NPT 関連年表

1968年7月1日	核不拡散条約 (NPT) 署名開放
1970年3月5日	NPT 発効
1975年5月	第1回 NPT 再検討会議開催
1980年8～9月	第2回 NPT 再検討会議開催
1985年8～9月	第3回 NPT 再検討会議開催
1990年8～9月	第4回 NPT 再検討会議開催
1995年4月17日～5月12日	NPT 再検討・延長会議開催 (第5回)
1995年5月11日	「条約の再検討プロセスの強化」、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、「条約の無期限延長」という3つの決定を採択。さらに米英ロが共同提案して「中東に関する決議」を採択。
1996年9月24日	包括的核実験禁止条約 (CTBT) 署名開放
2000年4月24日～5月19日	第6回 NPT 再検討会議開催。 ・核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」など13項目から成る核軍縮の実際の措置を含む最終文書を採択。
2005年5月2日～27日	第7回 NPT 再検討会議開催。 ・ブッシュ政権下の米国一国主義に対する非核兵器国の反発により、最終文書は採択されず。
2010年5月3日～28日	第8回 NPT 再検討会議開催。 ・64項目の「行動計画」を含む最終文書を採択。行動計画に、核兵器使用の「壊滅的な人道的結果への深い懸念」が「国際人道法」の文脈で言及され、核兵器禁止条約への言及が行われた。
2015年4月27日～5月22日	第9回 NPT 再検討会議開催。 ・中東非大量破壊兵器地帯会議の開催プロセスをめぐる対立により、最終文書採択されず。
2020年4月～5月	第10回 NPT 再検討会議。COVID19 拡大に伴い1年延期。
2021年8月	第10回 NPT 再検討会議開催予定 (更なる延期も)

1995年の再検討・延長会議では、NPTを延長するか、それとも失効させ、核廃絶へ向けて新たなステージに移るのかをめぐって、核兵器国と非核兵器国との間で激しい議論が繰り広げられた。まずNPTの無期限延長が決定された。その際に、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」及び「再検討プロセスの強化」についても決定された。前者では、核兵器国は「核軍縮に関する効果的な措置につき誠実に交渉を行う、という誓約を再確認する」という第6条の前半を念頭に入れた表現が盛り込まれた。後者については、再検討会議を実効的なものにするために、5年の間に3回の準備委員会が開催されることになった。あらゆる空間での核実験を禁止することを目的とした包括的核実験禁止条約 (CTBT) に関する交渉を1996年までに完了することも合意された。1996年9月、同条約は署名開放されたが、今に至るも未発効である。さらに、米国、英国、ロシアが共同提案国となり、中東における核兵器などを含む中東非大量破壊兵器地帯の設置も合意された (中東決議)。これはNPTに加

盟せずに核兵器を持つイスラエルに反発する中東諸国の賛同を得るために役立った。NPTの無期限延長は核兵器国にとって核を独占し続けられる好都合なものであったが、核兵器国が核軍縮を進めることを約束したことによって折り合いをつけた形である。こうしてNPTは条件付きで無期限延長となったのである。

2000年NPT再検討会議においては、新アジェンダ連合 (ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン (当時)) をはじめとした核軍縮に熱心な国々と核兵器国との激しい交渉の末、最終文書が採択された。ここにはNPT第6条義務を履行するための13項目の実際の措置を含む行動計画が含まれている。13項目の第6項には「すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと」という画期的な文言が盛り込まれた。

さらに2010年再検討会議は、2009年4月のオバマ

大統領のプラハ演説を契機とする核軍縮に向けた機運の高まりの中で開催された。その結果、会議では3本柱にまたがる64項目の行動計画を含む最終文書が採択された。合意文書のI. 核軍縮、A原則と目的の行動1で、「すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する」とした。さらに「A.原則と目的」のv.では「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすこと

に深い懸念を表明し、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」とし、NPT合意文書では初めて国際人道法の観点から核兵器の非人道性を確認した。またB.「核兵器の軍縮」iiiで、NPT合意文書では初めて「核兵器禁止条約についての交渉」に言及した。また、中東非大量破壊兵器地帯の実現に向けた国際会議の開催も決定された。

3. 不十分な NPT 合意の履行

しかし、第6条の「約束」は義務規定ではなく、それを検証する機構やシステムは一つも備えていない。そのため、再検討会議での核軍縮に関する合意の履行は、第3者により検証されることなく、見逃されてきているのが実態である。全会一致の国際合意は、政権が変わっても引き続き各国の合意事項であるはずなのだが、過去のNPTにおける合意は履行されないままになっている。ここでは、その具体例を列挙しておこう。

①米国の中距離核戦力 (INF) 全廃条約からの離脱と条約の失効は、「不可逆性の原則」に反する。

米国は、ロシアが条約に違反していることや、中国が入っていないことを理由に、2019年2月、INF全廃条約から離脱した。同年8月、条約は自動的に失効し、ロシアも同条約の制約を受けなくなり、中距離核戦力の新たな開発が進んでいる。この離脱は2000年NPT再検討会議の最終文書にある、13項目の5「核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則」に反する。そもそもINFは、前文において「NPT第6条の下における義務に留意」している通り、第6条義務の履行の一つであったはずなのである。

②新型核兵器の開発、配備は、2010年行動計画、行動3「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減の努力」に反する。

米国とロシアは公然と新型兵器の開発を競っている。米国のオバマ政権はその核態勢見直し(NPR)の中で核兵器依存を減らそうとしたが、トランプ政権の2018年2月のNPRは「柔軟な核オプション」を重視し、CTBTの批准を目指さないことを決め、低威力核弾頭や新型巡航ミサイルの開発を盛り込んでいる。そのうち低威力核弾頭はすでに配備を始めている。ロシアは、米国が2002年にABM条約から脱退し、弾道ミサイル防衛(BMD)体制構築を打ち出して以来、MDを打ち破る極超音速兵器を含む核兵器の開発を継続している。これらは2010年の再検討会議で合意された行動計画における行動3「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減の努力」に違反する。新しい種類の核兵器を作ることはそもそも前提的に許されていない。

③核弾頭数の増加は、2010年行動計画、行動3及び行動5a「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」に違反する。

世界の核弾頭数は2015年から2020年の間に減ってはいるものの、核兵器国の中でとりわけ中国の核弾頭数は継続的に増加している。また、英国は、21年3月、これまで一貫して抑制的であった核政策を変更し、配備弾頭の上限を180発から260発に増やすという政策を発表した。さらにロシアは、軍用小計において2021年、前年より増やしている。このように5核兵器国のうち3か国までが核弾頭数を増やしている実態は、近年なかったことである。これらは、2010年行動計画の行動3(上記)及び行動5a「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」に違反する。

④法的拘束力のある消極的安全保証に係る2010年行動計画、行動7に基づく協議は、全く行なわれていない。

消極的安全保証(以下、NSA)とは、核兵器国が非核兵器国に対して核による攻撃や威嚇をしないことを誓約することである。この問題は、NPTの交渉時から議論されてきた長年の懸案事項である。1995年のNPT再検討・延長会議では、中国は例外なしの、米ロ英仏4か国は、非核兵器国が核兵器国と同盟して攻撃する場合を除外するという条件付きのNSAを宣言した。その後、2010年にはオバマ政権のNPRにおいて、米国は、NPTの核不拡散義務を順守している非核兵器国には核兵器を使用しないという強化されたNSAを発表した。しかし、これらの宣言はすべて政治的宣言で、非同盟諸国を中心に非核兵器国が求め続けてきた法的拘束力のあるNSAには程遠いものである。

そして2010年NPT行動計画は、I核軍縮、C安全の保証の行動7で、「すべての加盟国は、(略)ジュネーブ軍縮会議(CD)が核兵器の使用あるいは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取極めに関する協議を即時開始すべきである」とし、「また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにするをめぐじた実質的な議論を行うことに合意する」としている。しかし、これまで行動7に係る国

際協議はまったく履行されていない。

いくつかのNPT合意の履行がなされず、現在の世界は核軍縮が停滞していると言わざるを得ない状況である。米口では、新型兵器が開発されるなど、むしろ核兵器使用の敷居が下がっている。アメリカの科学誌「プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト」は毎年、人類が核戦争などで滅亡するまでの時

間を表す「終末時計」を発表しているが、2021年1月の「終末時計」の針は去年同様「残り100秒」であり、1947年の開始以降、最も終末に近づいている。理由は核保有国が核軍縮を進めないことと、核兵器が実際に使用されるリスクが増え、人類の生存が危うくなっていることにあるとしている。

4. 2020年NPT再検討会議へ向けて

NPT体制は、多くの合意を作りながらも、合意履行の面で多くの課題を抱えている。NPT体制の意義ある存続は、締約国が誓約を誠実に履行するか否かにかかっている。1996年に採択されたCTBTは四半世紀を経てもなお未だに発効しておらず、発効に向けた具体的見込みも立っていない。中東非大量破壊兵器地帯に関しても、2019年11月にその創設に向けて話し合う国際会議が国連本部で初めて開かれたが、当事国であるイスラエルとその後ろ盾の米国は欠席し、実質的な進展はなかった。核兵器国がNPTにおける国際合意を破り続けることはNPT体制の弱体化に直結する。NPTを意義あるものにするためには第6条に基づいた核廃絶を目指さなければならない。そもそも、NPTは核不拡散が主要な目的とはいえ、第6条により究極的には核兵器をなくしていくことを誓約しているのである。

このように、核兵器国が核軍縮にかかるNPT合意を無視して、核開発競争を続けることは、NPTに対する背信行為であり、NPT締約国としての責務を放棄しているに等しい。それは、NPTに内在している不平等性をさらに強める結果をもたらしている。

コロナ禍で延期が続いている2020年NPT再検討会議においては、半世紀を超えるNPT体制の下で蓄積されてきた合意文書を再確認し、その履行をどう進めていくのかを包括的に議論することが求められる。具体的には、例えば、以下のようなことがあげられる。

1. 過去のNPTにおける全会一致の国際合意が破られていることを、具体例を挙げて示し、NPT体制そのものの信頼性の低下を招いていることを、再検討会議で指摘し、その上で、過去の合意の履行を改めて再確認すること。
2. NPT再検討会議において過去の合意の履行状況を各国が提出することが義務付けられた。しかし、明確な違反を具体的に指摘し対策を協議するシステムができて

いない。2020年再検討会議においては、このようなシステムの必要性を提起し、可能ならば具体案を提案して検討すること。

これらを求めていく際、米国に登場したバイデン政権の核兵器政策が、トランプ政権とは異なる傾向を有していることを注視すべきであろう。バイデン政権は、核兵器の役割と数を減らしていく方向を目指すことがうかがえる。オバマ政権として一度は検討し、日本政府がこれに強く反対したとされる先行不使用の政策が打ち出されることも予想される。また北朝鮮政策においても、トランプ大統領が進めた2018年のシンガポール米朝共同声明や南北板門店宣言を基礎として、「朝鮮半島の完全な非核化」を目指すとしており、これは、北東アジアの非核兵器地帯にもつながる可能性を秘めている。核兵器の役割低減は、2010年NPT合意の行動5のc「あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性を一層低減させる」に即した、具体的にNPT合意を履行していく道につながっている。

NPT再検討会議は対話の場として重要である。核兵器国、核の傘依存国、そして他の非核兵器国の間でNPT合意の履行について意見交換し、方向性を議論することは、信頼関係の回復と核拡散のリスク減少のために効果的である。

NPTは50年以上にわたり世界を安全にするために機能してきたし、締約国はこれからもそうなるよう責任を負っている。全ての締約国が過去の再検討会議で合意された「核兵器使用の壊滅的人道上の結末」(2010年)の認識を共有し、「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなう」(2000年)ことを再確認し、核軍縮に関して具体的な合意を作れるよう努力することで、核廃絶という目標に勢いをつけていかねばならない。

(ドゥブルー達郎、湯浅一郎)

1. ピースデポアルマナック刊行委員会刊：『ピース・アルマナック2020』に全訳。
2. ピースデポアルマナック刊行委員会刊：『ピース・アルマナック2020』に抜粋訳。

[寄稿] 辺野古新基地建設、 沖縄島南部からの土砂採取を問う

伊波洋一 (参議院議員)

沖縄防衛局は、軟弱地盤が見つかった大浦湾の辺野古新基地建設公有水面埋立変更承認申請で、当初なかった沖縄南部の糸満市・八重瀬町地区から 3,159 万 m^3 の「岩ズリ」を採取可能とする添付図書を 2020 年 4 月 21 日に沖縄県に提出した。北部では大きな山を崩し岩石や土砂を採掘しているが、南部地区に山はなく平地や丘を掘り込んで採掘している。3,159 万 m^3 は県内採取可能総量 4,476 万 m^3 の約 70% にあたり 2km 四方 (400ha) を深さ 8 m まで採掘する量に匹敵する。実に普天間飛行場 (481ha) の 83% を 8 m 掘りだす量となる。この沖縄防衛局の変更申請が今回の南部土砂問題を引き起こす原因になった。

沖縄戦の戦没者遺骨が混じる土砂を米軍基地建設に使わせない

さっそく糸満市米須で鉱業権を持つ県内業者が採掘の施業案を沖縄総合事務局に申請して 2020 年 9 月 16 日に認可を得て、沖縄戦跡国定公園内に義務付けられた自然公園法に基づく届けをせず、農地転用もしないで、森林を伐採して重機を入れて採掘を開始し、沖縄県が 11 月 10 日に中止を指示した。

当該地域は、沖縄戦跡国定公園内にあり、76 年前の沖縄戦の戦没者遺骨が未回収のまま存在する地域であり、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」の具志堅隆松さんが遺骨収集をする現場だったが立入禁止になった。具志堅隆松さんは「沖縄戦の戦没者遺骨が混じる土砂を辺野古新基地建設に使わせてはならない」と、県内外に訴え続け、3 月 1 日～6 日には沖縄県庁前の県民広場でハンガーストライキを執行して県議会や県内市町村議会に陳情を提出した。3 月中に那覇市、南城市、北中城村、中城村、西原町、宜野座村などの多くの議会が遺骨を含む可能性のある南部土砂を辺野古埋立てに使用しないよう国に求める意見書を可決した。沖縄県議会の土木環境委員会が糸満市米須の鉱山を視察し、4 月 9 日

の委員会では具志堅隆松さんが南部の戦跡公園の土砂に戦没者の遺骨が混じることを避けることはできないと証言した。その後、4 月 12 日に土木環境委員会は、沖縄戦戦没者の遺骨などが混入した土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書案を全会一致で可決し、15 日の臨時本会議でも全会一致で可決された。戦没者の遺骨が混じった土砂を埋め立てに使用することは「人道上許されない」とした。

沖縄南部の土砂問題は昨年 10 月末から国会論戦でも取り上げられた。沖縄戦戦没者の遺骨が混じるという指摘に菅首相は「関係法令で認められた碎石場から調達される」(2020 年 10 月 30 日本会議) と答弁した。その後、岸防衛大臣は「土砂の調達先については、県内、県外どちらにするかも現時点で確定していない」(21 年 2 月 17 日予算委員会) と答弁し、続いて菅首相が「仮に南部で土砂を採取する場合には、業者に戦没者の御遺骨に十分配慮した上で行われるよう求めてまいりたい」(同予算委員会) と答弁して南部土砂採取を問題なしとした。

戦跡国定公園からの土砂搬出

南部土砂採掘問題は、主に沖縄戦戦没者遺骨問題であるが、私は、3 月 26 日の外交防衛委員会で沖縄戦跡国定公園内の鉱山開発問題として取り上げた。理由は、自然公園法の問題でもあるからだ。沖縄戦跡国定公園は、米軍統治下の琉球政府時代の 1965 年 10 月 1 日に沖縄戦跡政府立公園として指定され、1972 年 5 月 15 日に沖縄の本土復帰に伴い国定公園となった。その際の指定

書には「この公園は第二次大戦における日米両国の激戦地、沖縄南部の戦跡を保護することにより戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し祖国のために散華した 20 万余の英霊を慰めるとともに、海岸の自然景観の保護のために設けられた公園である」とある。我が国唯一の戦跡国定公園で糸満市と八重瀬町の約 10k m 海岸線を含む陸地と地先で、面積は地先海域を含む 5059ha で陸域

3127ha、海域 1932ha に及ぶ。国定公園内は特別保護地域、特別地域とそれ以外の普通地域にわかれている。今回問題になっている鉱山は周囲に都道県の慰霊塔がある米須霊園地区に隣接する普通地域内である。自然公園法第 33 条 1 項に普通地域内で行うことができる行為の種類が列記され、五に「鉱物を採掘し、又は土石を採取すること」が掲げられている。第 33 条 2 項で「普通地域では掲げられた行為については、届出する必要がある。国定公園の場合は都道府県知事が当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。」とする。そのために国は、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」を定めている。国定公園でも都道府県知事は同処理基準を準用することができる。

第 4 条は、「関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない」とし、「普通地域内における措置命令等に関する処理基準」でも、「4) 露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取」の項での措置命令等を行う際に「この限りでない」中に「③鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること」がある。今回の鉱山は鉱業権が設定されており、上記の部分を読むと、「措置命令ができない」ことになるが、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」は、冒頭の「なお書き」で「本基準に掲げる行為である行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは、措置命令等を行うことができるものであるのを念のために申し添える。」としており、環境省に外交防衛委員会

で直接質し「基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは措置命令等ができると考えております」との答弁を得た。即ち、同鉱山に措置命令等ができるということである。その後、3月29日に沖縄等米軍基地問題議員懇談会での沖縄防衛局交渉と沖縄県との意見交換があったので担当者に説明し、速記議事録と資料を渡して環境省に再確認するよう伝えた。ところが、4月15日に沖縄県議会が「沖縄戦戦没者の遺骨などが混入した土砂を埋め立てに使用しないことを求める意見書案」を全会一致で可決した翌日に、玉城デニー知事は、鉱業権を理由に「自然公園内の普通地域内で鉱業権が設定されている場合、法制度上は掘削行為を認めることが前提だ」として中止命令に踏み込まなかった。県は業者に弁明通知書を出し、5月14日までに措置命令を判断するとした。新聞報道によると県は複数の弁護士に相談し措置命令自体に訴訟リスクがあるとしたようだ。

しかし、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」は環境省が答弁したように普通地域内の鉱業権に対しても、「本基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは、措置命令等を行うことができるものであるのを念のために申し添える。」としており、県知事は措置命令が出せる。

4月17日、県内での街頭行動で玉城デニー知事に会う機会があり、その旨を伝えた。玉城デニー知事は「処理基準」の「なお書き」については初めて聞くようで驚いていた。その後、「処理基準」の『なお書き』に沿って検討したいと連絡があり、4月30日を期限とする業者「弁明書」と県の5月14日の措置命令を見守ることになった。

国の処理基準と知事権限の行使をめぐって

4月15日に県が業者に示した講ずべき措置は、次の4項目である。

(1) 遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じないよう措置を講じること。(2) 当該届出場所は、周辺の平地が農業利用等が進む一帯にあって、沖縄戦跡国定公園の第2種特別地域に隣接し、届出地を含む斜面の植生が自然度の高い極相林となっていることから、採掘区域の周辺、特に採掘区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること。(3) 周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること。(4) 上記(1)～(3)の各措置について、採掘開始前に県に報告し、協議すること。(以上)

一方、講ずべき措置内容を示された業者は、4月30

日に提出した弁明書で、「鉱山は沖縄戦跡公園内で、国立公園法は適用されない」、「同区域での採掘事業は2008年12月26日付で前身となる会社が、条件付きで県の承諾を得ている。このときは景観保護や遺骨の問題について全く言及がなく、承諾書に記載された条件にも盛り込まれていない」などと「県の措置命令は違法」として講ずべき措置の撤回を求めた。

今回、沖縄戦戦死者の遺骨が未だに残る沖縄戦跡国定公園内での杜撰な鉱山開発が問題となり、前述の県議会決議を受け、沖縄県も自然公園法に基づく区域を見直して「特別保護区域」と「特別地域」を拡大する方向で検討に入った。

5月14日沖縄県は、同日に業者に通知した「沖縄戦跡国定公園普通地域における鉱物採掘行為に関する措置

命令書の概要」を下記の通り、明らかにした。

講ずべき措置の内容(1)～(4)の4項目は変わらず、不利益処分理由として、(1)当該届出書にある施行方法によると、平坦地に比べ視認性の高い斜面緑地を改変するものである。(2)当該計画地における植生は自然度の高い極相林となっており、また当該斜面緑地を形成している石灰岩堤は重要な地形で、南部地域においては狭い範囲にしか分布していない。(3)風景とは人の心情や主観が含まれるところ、当該届出に係る現場周辺には、戦跡公園内普通地域における他の鉱物の採掘現場とは異なり、魂魄の塔をはじめとする慰霊碑等が数多く存在している。(4)当該現場においては遺骨が確認され、その周辺からは日本軍のものと思われる装備品が確認され、戦没者のものである蓋然性が高いと考えられる。当該現場は、戦跡公園としての風景を構成する「場」としての価値を有する場所である。(5)採掘行為に伴う風景への影響を低減するために、関係機関による遺骨収集に支障が生じないよう協力したりすることや採掘方法を検討するなどの措置、植栽等による修景及び原状回復が求められる。(6)当該現場における鉱物の採掘行為は、我が国

唯一の戦跡としての性格を有する戦跡公園の普通地域における風景に著しい影響を与えるものであり、自然公園法第33条第2項で規定する「当該公園の風景を保護するために必要があると認めるとき」に該当するものと思慮する。(7)そのため、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」で措置命令から除外される「既に鉱業権が設定され、露天掘りではない方法によることが著しく困難であると認められるものである」場合に該当するとしても、措置命令等を行う必要があるものと思慮する。

以上が、沖縄県の措置命令書の概要である。植生を含めた原状回復の措置命令は、27万㎡を採取して2～3千㎡の表土を埋め戻す業者の施業案と比べれば、事実上の禁止措置に近いといえるだろう。業者は、自然公園法に基づく届出もせずに開発を開始し、措置命令で指摘されたガジュマル等の極相林も伐採していた。今後の沖縄本島南部地域での杜撰な鉱山開発を見直す契機となるだろう。沖縄戦跡国定公園内の土砂活用計画は防衛省の大きな失点だ。

トピックス

世界の軍事費が増加

スウェーデンのストックホルム国際平和研究所(SIPRI)が21年4月26日に発表した報告書によると、2020年の世界の軍事費総額は、1兆9810億ドル(約214兆円)で、前年比2.6%増だった。SIPRIの分析によると、新型コロナウイルスで世界経済が後退したとはいえ、世界の軍事支出に大きな影響を与えることはなかった。世界の軍事費はここ数年増え続けている。軍事費増大の背景には米中の覇権争いがある。SIPRIによると、米国の中国やロシアに対する脅威の認識が高まっている。主要要因は核兵器の近代化や大規模な武器調達である。一方、中国は、他の軍事大国に追いつこうとし、軍事の近代化と拡張計画のために支出を増やしている。

2020年の軍事費トップは米国、7780億ドル(約84兆円)で全体の39%、前年比4.4%増である。オバマ政権では7年連続で減少していたが、トランプ政権に

なって米国が中国やロシアと対立したこともあり、3年連続で増加に転じた。2位は中国の推定2520億ドル(約27兆円)で、全体の13%である。これは、26年連続の増加で、過去10年間でおよそ8割近く増え、その伸び幅は上位国の中で最大である。3位から6位はインド、ロシア、英国、サウジアラビアの順だった。全体の62%を上位5か国が占める。日本は昨年と同様9位で、491億ドル(約5兆3000億円)。10位は韓国で、457億ドル(約4兆9000億円)だった。上位10か国が世界の軍事費の4分の3を占める。

新型コロナで各国経済が低迷したことにより、世界の国内総生産(GDP)の内、軍事費の割合は前年比0.2ポイント増の2.4%に伸びた。この伸びはリーマン・ショック後最大である。

バイデン政権、シンガポール合意を継承

5月18日、ホワイトハウスのキャンベル・インド太平洋調整官は、バイデン政権の北朝鮮政策が、トランプ前大統領と金正恩総書記が2018年6月に交わした、北朝鮮の体制の保証や朝鮮半島の完全な非核化をうたったシンガポール合意と過去の政権が交わした米朝合意に基づいて行われることを明らかにした。このことは日韓両政府にも伝えたという。両国とも朝鮮半島の平和構築や核問題、拉致問題の交渉進展を願う立場から、シンガポール合意の順守をバイデン政権に求めていたとされる。バイデン大統領は、昨年の大統領選挙の時にはトランプ、金両氏の首脳会談は独裁体制の正当化につながるとして批判していたが、軌道修正した形である。今回の発表からは対話を再開したい米国の気持ちが伝わる。北朝鮮から要請されれば、非核化交渉とは別に、新型コロナウイルスワクチンを提供するなど、人道支援も行うという。

1月に発足したバイデン政権は、4月の終わりまで北朝鮮政策の見直しを行っていた。その間、「北朝鮮の非核化」にこだわる日本と、「朝鮮半島の非核化」にこだわる韓国への配慮から両方の表現を外交の場で使っていたが、シンガポール合意にある「朝鮮半島の完全な非核化」を踏襲することが決まった。これにより北朝鮮の

反発を避けることができ、交渉を始めやすくなる。4月30日、サキ大統領報道官が記者会見で発表した新たな北朝鮮政策は、「調整された現実的なアプローチ」に基づく。サキ氏は「私たちの政策は、大々的な合意成立に注力しないし、戦略的忍耐に依存することもない」と述べ、トランプ政権の目指したグランドバーゲン（一括取引）や、オバマ政権が進めた戦略的忍耐（非核化に動くまで対話をしない）のどちらの手法も取るつもりはないことを示した。

見直し完了後、米国は内容を説明するために北朝鮮に接触し、北朝鮮は「受け付けた」と反応した。しかし、両国とも相手に譲歩することを要求しているため、現時点では米朝協議がいつどのように行われるか定かではない。5月3日、プリンケン国務長官は外交による非核化達成は北朝鮮側が決めることとし、その発言と行動に留意すると述べた。一方、北朝鮮外務省は、バイデン大統領が4月28日に議会での施政方針演説で北朝鮮を「米国と世界の安全保障に対する深刻な脅威」と非難し、核開発を非難したことに強く反発している。北朝鮮はバイデン政権発足後から、米国が敵視政策の撤回など善意で対応する場合は対話に応じ、制裁や圧力を続けるなら圧力で応じると主張している。

英国が新たな核政策を発表 —核弾頭の上限目標を260発に引き上げ—

3月16日、英政府は安全保障や外交の中長期計画を定めた報告書「競争時代におけるグローバル・ブリテン：安全保障、防衛、開発、外交政策の統合見直し」を発表した。今回の見直しは、冷戦後、最も包括的な外交・防衛政策の見直しと目されている。

核兵器政策との関連で注目されるのは、英国が保有する核弾頭の上限目標を260発に引き上げた点である。英国は2010年に、225発であった核弾頭の上限を2020年代半ばまでに180発まで削減すると表明していたが、報告書は、科学技術と軍事ドクトリンにおける脅威の深刻化といった安全保障環境の変化により、この目標達成は不可能になったとし、保有核弾頭の上限を260発まで引き上げた。これは、これまで英国がとってきた核軍縮の方針を転換するものであり、核不拡散条約（NPT）第6条やNPT再検討会議における核軍縮に関する合意にも反するといえる。なお、2020年現在、英国が保有する核弾頭は195発と見られている。

さらに報告書は、どの方向から核の脅威を受けても英

国の核抑止力が信頼でき、効果的であるのに必要最小限の核兵器の保有を続ける方針を示し、英国が保有する4隻の核兵器搭載潜水艦のうち少なくとも1隻が常時海洋に展開する態勢を維持すると述べている。

一方で、報告書は、英国は核のない世界をめざすという長期的な目標も維持するとし、安全保障環境に考慮しつつも、軍備管理、軍縮、不拡散の強化には引き続き取り組むとしている。NPTに関しては、上記の新たな核軍縮の方針とは矛盾するが、英国は核軍縮、不拡散、核エネルギーの平和利用を含む全ての分野における完全な履行に強くコミットするとしている。また、報告書は、英国は引き続き包括的核実験禁止条約（CTBT）や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）といった多国間場で核軍縮を推進するとともに、核軍縮の検証についても主導的な役割を果たすとしている。さらに、誤解と誤算による核戦争のリスクを低め、相互信頼を高めるために核保有国同士、あるいは、核保有国と非核保有国との対話を推進するとしている。

国民投票法改正案が成立へ

5月11日、憲法改正手続きに関する国民投票法改正案が、自民、立憲民主、公明などの賛成多数で可決され、衆院を通過した。自民、立憲両党は、参院で5月19日に審議入りし、6月16日までの今国会成立ですでに合意しており、改正案の成立は確実な情勢となった。

改正案は、投票環境向上を目的とし、駅や商業施設への共通投票所の設置、期日前投票の弾力化など7項目の規定を追加する。改正案の審議は2018年に始まり、8国会にわたって継続審議となったが、この間、与野党の対立点であった憲法改正を呼びかける勧誘CMや意見表明CMの規制については、改正案施行後3年をめどに必要な措置を講じるとして結論を先送りした。勧誘CMとは、例えば、「憲法改正案に賛成と投票してください」と呼びかけるCMのことで、意見表明CMとは「私は憲法改正案に賛成です」と意見表明するCMのことをいう。

こうした与野党の合意を受けて、日本弁護士連合会は、5月19日、改正案に反対する声明を発表した。日弁連は、①現在の国民投票法が投票前14日間としている勧誘C

Mの禁止期間を延長すること、②規制の対象となっていない意見表明CMを勧誘CMと同様の期間禁止すること、③公費による憲法改正案のテレビ・ラジオによる広報について、国民が視聴しやすい時間帯に必要かつ十分な量の放送枠を確保する規定を新設すること、④国民投票が成立する条件として最低投票率の規定を新設することを求め、「それらの検討がなされないまま改正がなされた場合、不十分な手続法の下で公平性や正当性に疑義を抱えた国民投票が行われてしまうおそれが否定できない」と主張した。憲法改正を訴える勧誘CMや意見表明CMを資金力に任せて大量に流せるままの改正案では、資金力によって世論形成をゆがめてしまう恐れがあることに懸念を示している。

一方で、菅義偉首相は、国民投票法改正案の成立を「改憲4項目」（憲法への自衛隊の明記、緊急事態条項の追加、選挙区の合区の解消、教育無償化の明記）の議論を進める一歩と述べており、今後、国会で改憲をめぐる論戦が始まりそうな雲行きである。

政府、福島第一原発に貯まる放射能汚染水の海洋放出を決定

4月13日、政府は、東京電力福島第一原発の放射能汚染処理水について関係閣僚会議を開き、海洋放出することを決定した。これは、経済産業省の「ALPS（多核種除去設備）等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下、「委員会」）が、2020年2月10日に出した最終報告書で「前例のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢である」としたことに依拠した判断である。当初、数度の説明会を経たうえで、2020年夏には結論を出すとしていた。ところが、漁業関係者のみならず、福島県の多くの地方議会が相次いで反対決議をあげるなど、国の予想を超えて反対が多く、結論を先延ばしにしてきた経緯がある。

福島第一原発では、今も水を注入して燃料の冷却を続けているが、放射能汚染された冷却水をALPSで処理し、敷地内の1020基の貯蔵タンクに保管してきている。しかし「処理水」には、ALPSで除去できなかったトリウム等の放射性物質が大量に含まれている。汚染水は

日々増え続け、東電によれば貯蔵量は既に約125万トン（21年4月15日現在）に達しており、2022年秋以降にはタンクが満杯になる見通しだという。そこで2年後からトリウム濃度を国内の規制基準の40分の1に薄めて海洋放出するというわけである。菅首相は、「福島第一原発の廃炉を進め、復興を成し遂げるため」に避けて通れないとし、「風評対策を徹底することを前提に海洋放出を判断した」とした。

しかし、この決定に対し、漁業関係者は強く反対したままで、全国漁業協同組合連合会（全漁連）は、政府の決定後も「到底容認できるものではない。強く抗議する」とのコメントを発表した。国際的には、IAEA（国際原子力機関）は、トリウム汚染水の海洋放出は世界中の原発で実施しており、問題はないとし、米国もこれを支持した。しかし、韓国、中国、ロシア、北朝鮮、台湾、太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟16か国などは、反対や懸念を表明している。

全体を生きる

梅林
宏道

(題字は筆者)

「戦車を止める会」の運動は、さまざまな課題に取り組む地域の運動との交流を深め、1977年4月24日、「現代革命を問う労働者・生活者センター」(労生センター)を生み出した。準備討論を重ね、呼びかけからほぼ2か月後の発足であった。

その趣旨は、労働現場や生活現場でさまざまな課題に取り組んできた活動家たちが、個人として参加し、それぞれの運動の行き先にどのような新しい社会を形成しようとしているのかを議論しつつ、①相互研鑽、②学習、③地域的な民衆基盤の形成をめざす「統一戦線形成にむけたひろば」たらんとするものであった。すなわち、それ自身が運動体ではなく「変革への共通の意思形成を目指す活動家の交流のひろば」と位置づけたのである。

労生センターは1977年8月に機関紙「根拠地」を発行し、それに伴って「戦車を止める会」のニュースは不定期になり、やがて78年末に終刊した。

振り返ると、労生センターは、相互研鑽の「交流のひろば」としては、それなりの役割を果たしたが、「統一戦線形成にむけた」という狙いにおいては、ほとんど成果を生まないまま、ほぼ5年で消滅した。

労生センターが始まって約4年後の1981年9月、10月号の「根拠地」に、メンバーの討論会の様子が記録されている。それを読み返してみるとセンター発足の当時と比較して、討論の中味が格段に深まっており、論点が明確になっているのが分かる。その意味でセンターの「ひろば」としての役割の成果は歴然としていた。討論のテーマは、センター発足時と同じ「労働者(運動)と生活者(運動)」であったが、お互いの主張の相互理解と、にもかかわらず存在するギャップが明らかになっていた。否定的な発言はなかったが、そのギャップが労生センターだけの努力では越えがたいものようであることは、参加者の発言からも読み取ることができる。

生活者運動は、労働運動の当事者たちは、例えば合成洗剤や食品添加物について無関心であり反権力の言辞ばかりが勇ましいが、自らの生活の質を問い、変えようと

する姿勢がみられないと批判した。労働運動の側は個人として反省するのは吝かではないが、職場で資本や権力と対決する軸が存在することが前提であり、その闘いが持続し高揚するなかでこそ労働者相互の生活の質が問題になり生活者としての問題が共有され始める。そうでない同好者の集まりからは、社会を変革する力は生まれないと反論した。

それぞれの運動が育んできた論理とそれに基づいた熱心な活動経験を踏まえた議論であり、けっして観念的な議論ではなかった。

ヨーロッパではエコロジスト運動が起り、ポーランドの自主管理労働運動が起った時期であった。私は、地域全体を包み込むような大きな状況のつぼに投げ込まれることなしに、私たちだけでは超えられないものがあると感じていた。

当時、私たちが敬意をもって交流した花崎皋平さんが「<地域をひらく>たたかい」を提唱していた。花崎さんは、全共闘運動のあと東京での大学教員を辞して北海道に移り住んだ哲学者である。伊達火力発電建設に反対する住民運動に関わって「伊達・三里塚とともに歩む会」代表をしていた。1982年4月、私は花崎さんの「地域をひらくたたかい」の提唱に応えた一文のなかで、労生センターの行き詰まりについて次のように書いていた。

「相模原で…主体を固める一時期を経たのち、中心的な活動家が求心的結合をめざす討論を開始しました。それは花崎さんの言葉でいうところの労働・生活・闘争の日常的総合を目指す人間の結合軸を求めたものでありました。同時に他の個別課題を担う活動家たちとのもう少し密度の薄い結合(私たちは遠心的結合と呼びました)を求め、労働者・生活者センターをつくりました。これは花崎さんが言うところの水平軸の課題別共闘の土台となるべき活動家組織でありました。現在この両方とも新たなカオスとも言うべき模索状態に投げ出されています。さまざまな総括点がありますが、私は求心的結合を求める意識的作業が、闘争の前線に身を置いた状態で進行しえな

った点が決定的に重要であったと思います。

労働・生活・闘争の日常的結合というのですが、この総合を貫く環境として〈闘争〉のもつ意味が極めて大きいと思います。多くの場合、〈闘争〉と呼ばれていても、むしろ少数者の〈運動〉というべきものであり、その中で活動家仲間の共同性の追求が行われます。そこではある馴れ合い関係をつくったり逆に過剰な要求を短期間につきつけ合ったりしがちになります。権力との対峙関係の中で人々の心が開かれたり、活動家の結合が試されたりすることがなく、また、〈大衆から学ぶ〉機会に恵まれません。…」

このように、地域運動の発展のために

は、より大きな闘争の状況が必要であると私が痛感するのには、私なりの理由があった。それは、相模原の労生センターに関わりながら、私は、良かれ悪しかれ日本の政治の動向に直結する東京での労働運動、市民運動に関わることができていたからである。稿を改めて書くことになるが、とりわけ日韓民衆連帯運動のなかで東京での労働運動、市民運動と繋がり、頻繁に会議をもった。

その中で、私は、アジアへの経済侵略、それと一体としてある労働運動の右傾化（労働戦線の統一）が、戦後日本の在り方を鋭角的に変えようとしていると感じた。それに抗するには大きな民衆闘争が必要とされていた。



うめばやしひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。

平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『オリバー・ツイスト』

おとぎ話の中の少年

イギリスを代表する作家、チャールズ・ディケンズは1837年から39年にかけて『オリバー・ツイスト』を書いた。まさにヴィクトリア朝期の繁栄に突入しているとする時代、イギリス社会は貧困に満ちていた。孤児として貧民救院で育てられた貧しい少年オリバーがロンドンでいったんは悪の道に足を踏み入れながらも、ふたたびそこから抜け出し、本当の自分の家に帰るまでを描いたこの小説は当時評判を呼び、ディケンズにとって出世作となった。物語の中で社会の深刻な貧困問題を克明に描いたことも画期的だったし、ストーリーはピカレスク的なスリルに満ちており、そしてなにより最後に訪れるロマンティックなハッピーエンドは、きっと当時の読者を満足させたに違いない。

これまで何度も映画化されているが、なかでも金髪の美少年オリバーがひととき印象的なのはジョン・ハワード・デイヴィスがタイトルロールを演じた1948年制作の『オリバー・ツイスト』である。デイヴィス演じるオリバーは、母親を侮辱されれば体の大きな年長者を相手に大立ち回り^{はかな}演じる度胸を持ち合わせながらも、かばそく大人しい^{はかな}夢げな少年である。しかし幸運は彼に微笑む。オリバーは実は貧しい身分の生まれではなく、裕福

で心優しい紳士の相続人だったのである。

この有名なストーリーを、全く物足りないと感じる向きもあるだろう。ディケンズはヴィクトリア朝時代にあって貧しい人々の視点から社会を風刺した稀有な作家だったが、古典的な価値観を塗り替えたわけではなかった。オリバーが特別なのは本当は彼の生まれが良いからであり、彼自身は右往左往しながら助け出されるのを待っている、どちらかといえば受け身の子どもである。ただ、ここには確かに一つの胸躍るおとぎ話がある。自分が何かしら「特別」な存在でありうるということは、血統の要素をぬきにして一般化すれば、自分もいつか豊かになれるという経済的な成長神話とも呼応する。わたし達は、多かれ少なかれ、ずいぶん長い間このおとぎ話を見聞きして育ってきた。

しかし今や時代はすこし変わろうとしている。画面のなかで微笑む白黒の少年を眺めながら、その代わり、これから私たちは一体なにに胸躍らせるのだろうか、と考える。(うろこ)

『オリバー・ツイスト』

原題：Oliver Twist

監督：デヴィッド・リーン

1948年／イギリス／105分

日誌

2021.3.16~5.15

作成: 光岡華子、ドゥブルー達郎、渡辺洋介

【核兵器・軍縮】

- 3月16日 英政府、核兵器保有上限目標を180発から260発に引き上げると発表。(本号参照)。
- 3月17日 ヒバクシャ国際署名、NGO団体IPB主宰の2020年度シヨーン・マクブライド平和賞受賞。
- 3月17日 米国務長官、東京でのオンライン記者会見でNPTの軍縮義務履行に「役割果たす」と述べた。
- 3月18日 中国ポータルサイト、日本は「軍事力を一番隠し持っている」とする記事掲載。
- 3月18日 広島市「平和推進条例(仮称)」検討会議、年度内の確定断念し4月以降も検討の続行を決定。
- 3月22日 広島被爆者7団体、核兵器禁止条約の署名・批准求める署名活動開始。
- 3月24日 長崎原爆資料館、被爆時計のレプリカを初作成し、常設展示場入口に展示。
- 3月25日 米ハーバード大専門家、中国の大量の再処理プルトニウムの軍事転用を警告。
- 3月25日 昨年9月からの原爆ドーム保存工事ほぼ完了。補強や塗替え総額約8千万円。
- 3月26日 シンクタンクの新外交イニシアティブ、政府に「敵基地攻撃禁止」「非核化取り組み強化」などの安全保障戦略を提言。
- 4月5日 核兵器禁止条約への参加を求める地方議会意見書、全178議会の31%を超え計556に。日本原水協調べ。
- 4月3日 長崎のうたごえ協議会、祈念像前で核兵器禁止条約発効記念の集い。
- 4月6日 加藤官房長官、米の核先制不使用に懸念表明。
- 4月14日 RECNA、核兵器脱却論じた「第三の核時代: 破滅リスクからの脱却」発表。(電子書籍関連サイトで無料ダウンロード可能)。
- 4月17日 露国営テレビ「米国は日本を守るために核兵器使用する用意あ

る」と報道。前日の日米首脳会談での同盟強化方針を強く警戒。

- 4月17日 広島出身カナダ在住被爆者サーロー節子氏のドキュメンタリー映画公開。
- 4月18日 核兵器禁止条約第1回締約国会議、2022年1月12日～14日ウィーン開催に決定。
- 4月26日 SIPRI、2020年の世界の軍事支出前年比+2.6%で1兆9810億ドルと発表。中国は26年連続で増加。(本号参照)。
- 5月13日 広島平和文化センターと長崎大学RECNA、平和教育の連携と研究成果共有のための覚書交わす。

【日米安保・憲法】

- 3月16日 日米2+2、同盟深化への共同文書で中国名指し。懸念と対抗姿勢共有。
- 3月17日 中国外務省報道官、日米2+2に「日本は米に従属している」と反発。
- 3月17日 さいたま地裁、住民らの「安保関連法は憲法違反」との訴えを退ける。
- 3月21日 首相、防衛大卒業式訓示で日米同盟の更なる強化に取り組む決意示す。
- 3月23日 米司令官、中朝の脅威対抗のため日本に安保能力の向上を要求。
- 3月24日 加藤官房長官、日本の防衛能力向上が重要との見解示す。
- 3月26日 政府、安保関連施設周辺の土地利用規制法案閣議決定。土地取引の事前届け出義務化。
- 3月26日 国民民主党、本来任務に海保支援加えんとする、自衛隊法改正案骨子まとめる。
- 3月27日 安倍前首相、新潟で講演。自衛隊憲法違反との現状、改憲による終止符を訴え。
- 3月29日 加藤官房長官、安保関連法施行5年に「日米同盟かつてないほど強固」と強調。
- 3月31日 衆院憲法審査会のための与野党幹事懇談会、立民・共産が欠席し開催できず。
- 4月4日 政府、最新鋭ステルス戦闘機F35Bを新田原基地(宮崎県)配備で調整と明かす。
- 4月8日 幹事懇談会で、15日に審査会開き国民投票法改正案審議行うことで合意。

- 4月16日 首相、日米首脳会談で尖閣諸島に安保適用確認と発言。共同声明発表。
- 4月24日 在日米軍機の低空飛行中止を求める全国の市民らによるオンライン交流会開催。
- 4月30日 日米両政府、テレビ会議で日米拡大抑止協議開催。東アジア情勢念頭に協議。
- 5月6日 衆院憲法審査会、国民投票法改正案可決。(本号参照)
- 5月9日 読売新聞社全国世論調査、集団的自衛権評価47%、評価しない41%。
- 5月11日 陸自、米海兵隊、仏陸軍、九州で共同訓練開始。中国への抑止力強化図る。17日まで。

【朝鮮半島】

- 3月16日 韓国外交部が米韓演習を非難する金与正氏に対話を要求。
- 3月19日 米国務省次官補代行、DPRK政策巡り「韓国の意見を大変重視」。
- 3月24日 中国がDPRKへの石油精製品供給量を安保理に4カ月報告せず。
- 3月26日 DPRKが「新型戦術誘導弾」の英語表記を「ミサイル」に変更。
- 3月30日 金与正氏が党宣伝扇動部に所属し、対韓・対米非難の先頭に立つことが決定。
- 4月1日 国連報告書、DPRKが核・ミサイル開発のため仮想通貨ハッキングをしていると発表。
- 4月6日 DPRKが「新型コロナから選手保護」を理由に東京五輪不参加を決定。
- 4月9日 朝鮮中央通信、金正恩氏が細胞書記大会で「苦難の行軍」を決心したと報道。
- 4月11日 DPRKが3千トン級の潜水艦の建造を完成済みと米韓の情報当局が分析。
- 4月15日 DPRK、日本の福島原発の汚染水海洋放出決定を「人類に新たな大災難」と批判。(本号参照)。
- 4月16日 韓国統一部副報道官、韓米首脳会談について、「南北関係改善巡るコンセンサスに期待」。
- 4月28日 韓国政府、「2021年南北

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポ HP をご覧ください。

(<http://www.peacedepot.org/joinus/member/>)

今号の略語

- BMD=弾道ミサイル防衛
- CD=ジュネーブ軍縮会議
- COVID19=新型コロナウイルス感染症
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- INF=中距離核戦力
- IPB=国際平和ビューロー
- NPR=核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- NSA=消極的安全保証
- RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター
- SIPRI=ストックホルム国際平和研究所
- TPNW=核兵器禁止条約

関係発展施行計画」を国会に報告。

- 5月6日 先進7カ国(G7)外相会合が共同声明を採択。DPRKに自制促す。
- 5月11日 米がDPRKに接触を打診し、DPRKが「受け付けた」と回答。
- 5月12日 金正恩氏の外交まとめた画報に南北首脳会談は含まれず。
- 5月14日 中国、国連に石油精製品の供給量を半年ぶりに報告。

【イラン・中東】

- 3月16日 IAEAが、イランがナタンズ核関連施設で新型の遠心分離機IR4型を使ったウラン濃縮作業を開始とする報告書。
- 3月23日 イスラエルで総選挙。ネタニヤフ首相率いるリクードが30議席を獲得、第一党に。
- 4月6日 イラン・米国の間接協議、ウィーンで開始。
- 4月7日 イラク・米国両政府、イラク駐留米軍の最終的な撤収について合意と発表。
- 4月12日 イランのザリフ外相、ナタンズ核施設の損傷はイスラエルによる攻撃と非難、報復措置を取ると明言。
- 4月13日 イラン政府がウラン濃縮度を60%に引き上げると宣言。
- 4月21日 イランのロウハニ大統領、核合意の再建をめぐる交渉は60%から70%完了しており、米国が「誠実」に行動すれば迅速に解決と表明。
- 4月25日 イランのザリフ外相が、カタール、イラクの歴訪を開始。サウジアラビアとの融和を模索。
- 5月10日 イスラエル軍とガザ地区のハマスとの間で武力衝突始まる。

【原発】

- 3月16日 原子力規制委、柏崎刈羽原発の監視装置故障は核物質防護などに関わる4段階評価で最も深刻なレベルと判断。
- 3月18日 伊方原発3号機(愛媛県)、運転差し止め命令取り消し決定。
- 3月19日 東電、東通原発(青森県)建設中断の中、東通村振興事業に最大30億円抛出と発表。
- 3月24日 原子力規制委、柏崎刈羽原発の核燃料移動禁止など、事実上運転禁止の是正措置命じる方針決定。

- 3月24日 東日本大震災・原子力災害伝承館で原発PR看板展示開始。
- 3月25日 脱原発市民団体、玄海原発(佐賀県)運転差し止めの訴え退けた佐賀地裁判決を不服とし控訴。
- 3月31日 水戸地裁の東海第2原発(茨城県)運転差し止め判決受け、原発30km圏外に住む原告らの一部が不服とし控訴。
- 4月5日 加藤官房長官、日本の核のごみをカナダで受け入れ計画検討との報道受け、海外処分の可能性を否定。
- 4月7日 東電、柏崎刈羽原発に対する原子力規制委の是正措置命令に弁明しないと発表。再稼働準備は規制委が認めるまで停止。
- 4月13日 政府、福島第1原発処理水の海洋放決定。2年後開始目途。(本号参照)。
- 4月14日 中韓、福島第一原発処理水放出の方針に、連携し懸念表明。
- 4月16日 東電、処理水を海水で希釈し魚飼育すると発表。風評対策狙い。
- 4月26日 東電幹部、柏崎刈羽原発の核物質防護不備を青森県に説明し陳謝。
- 4月30日 福島農林水産団体と生活協同組合、会場で処理水放出は「不誠実」と訴え。
- 5月1日 福島第一原発事故で全町避難続く双葉町に客室134室のビジネスホテルオープン。
- 5月9日 柏崎刈羽原発、2015年にもIDの不適切使用があったと判明。
- 5月11日 関電が運転開始40年超の美浜原発(福井県)の6月再稼働検討と判明。
- 5月12日 福島第一原発事故避難生活で早産、超低体重による後遺症で母親と女兒が東電提訴と判明。
- 5月14日 関電、運転開始40年超の高浜原発(福井県)1号機の核燃料装填開始。

【沖縄】

- 3月16日 日米2+2、共同文書「普天間飛行場代替施設建設早期完了」に言及。
- 3月19日 2015年3月に返還された米軍施設跡地で再開発工事始動前に安

- 全祈願祭。
- 3月21日 米海兵隊第一海兵航空団、ヘリから地上狙う射撃訓練の動画をBGM付きでTwitterに投稿。
- 3月24日 嘉手納基地内、住宅から約200mの距離で約1時間オスプレイ降下訓練。町民からの苦情殺到で町長が訓練中止要請。
- 3月25日 日米政府、米軍牧港補給地区の一部約1900㎡返還を合意。時期は未定。
- 3月26日 沖縄戦遺骨収集ボランティア、遺骨残る南部土砂の辺野古使用差し止め求める3万2,800人分の署名を県庁に提出。(本号参照)。
- 3月27日 4月の日米首脳会談共同声明で辺野古移設「唯一の解決策」との文言盛り込む方向で調整。
- 3月31日 米軍基地負担軽減策を議論してきた沖縄県専門家会議、辺野古移設は「最もありえない選択肢」とする最終提言を県知事に提出。
- 4月2日 嘉手納町、基地騒音・悪臭の被害拡大受け、負担軽減を求める要請文を日米関係機関に提出。
- 4月4日 米政府、1978年6月に日中対立へ巻き込まれる恐れから尖閣射撃場使用停止指示。機密解除米公文書から判明。
- 4月9日 米軍、普天間飛行場内基地フェンス沿いで銃撃訓練。地域住民「怖い」と不安の声を上げる。
- 4月12日 普天間飛行場返還合意25年。
- 4月12日 ひめゆり平和祈念資料館リニューアルオープン。
- 4月25日 辺野古新基地、護岸着工から4年も、埋め立ては約5%に留まる。
- 5月7日 県環境保全課、米軍基地周辺水質調査で有害フッ素合計値が指針値の56倍と発表。
- 5月13日 沖縄県大学生ら、戦没者遺骨での新基地建設に反対のオンライン記者会見。

【その他】

- 4月16日 日米首脳、気候変動パートナーシップ創設で合意。22日から米主催の気候変動サミットで主導的役割果たすねらい。

編集後記

▶ NPTの核軍縮義務に沿って、米国とロシアは核弾頭の数を削減してきました。世界全体で見ても核弾頭数は減っています。しかし、核保有国は核兵器の近代化を着実に進めており、使われる可能性が高まっています。

▶ 新型コロナウイルス感染拡大により、今年の8月に再延期されたNPT再検討会議は対話の場として

貴重なものの、その開催は世界的に感染が収まっていないために、今年も見送られそうです。コロナ禍は核軍縮を考えるうえで私たちに教訓を与えます。このようなパンデミックの発生は想定されていませんでした。私たちは「想定外」のことも起こると想定して、その発生を未然に防ぐために努力する必要があります。さらに、一つの国が安全でなければ他の国も安全でなくなるという意味で国際協力の重要性も私たちに教えました。そして、軍事力に頼る安全保障ではコロナのような危機を解決できないことが明らかになりました。コロナ禍の教訓が広く共有されることで、核軍縮が進むでしょう。

▶ 最後に、伊波洋一先生、お忙しい中、ご寄稿いただきありがとうございます。(ドゥブルー)

